

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）が「パンデミック（世界的な大流行）」を表明するなど、わが国にとっては勿論のこと国際的な脅威となっている。

政府は、緊急事態宣言も視野に入れた改正新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定するほか、これまでも感染拡大防止に向けた対策を講じてきた。

要請により学校現場においては臨時休校を実施し、学校再開の兆しが見えた矢先に佐賀県においても感染者が確認され臨時休校が延長されるなど、国内全域に広がった感染は終息に向けた見通しは立たず、国民の不安はますます高まっている。

よって、本市議会は、国会及び政府において、市民等の安心・安全を確保するとともに不安を解消するために、早急に感染拡大の防止策を講じ、市民への影響を最小限に抑えるよう、次の事項について特段の措置を講じるように強く要請する。

- 1 検査・医療体制の更なる整備と充実を図ること。
- 2 正確な情報を速やかに提供すること。
- 3 国民生活と地域経済や各産業への影響を最小限にとどめるよう努めること。
- 4 マスクや消毒剤など医療関係物資の安定した供給に取り組むこと。
- 5 学校の臨時休校などに伴う子どもたちの心のケアや家庭への支援を実施すること。
- 6 感染防止に向けた柔軟な働き方への支援と推進を図ること。
- 7 予防・診断・治療に向けた技術の早期確立に努めること。
- 8 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。
- 9 感染拡大防止措置後の速やかな需要回復へ最大限の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

佐賀県唐津市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
厚生労働大臣	加藤勝信様
文部科学大臣	萩生田光一様